

議案第12号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教育長 堀 恵子

(提案説明)

平成31年4月1日付け組織改正等により、教育委員会事務局組織及び分掌事務の変更等を行う必要があるため、世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第5項中「教育総務課」の次に「、幼児教育・保育推進担当課」を加える。

第7条第1項の表教育総務課の部指導主事の項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同表幼児教育・保育推進担当課の部に次のように加える。

指導主事

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。
- (3) 幼児教育・保育施策の推進及び公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
- (4) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

第7条第2項の表教育指導課の部指導主事の項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 教育に関する調査及び研究に関すること。

第7条第2項の表教育指導課の部学校経営推進担当係長の項中「学校経営推進担当係長」を「学校支援・教育研究推進担当係長」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。

第7条第2項の表教育相談・特別支援教育課の部指導主事の項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第3項の表生涯学習・地域学校連携課の部地域学校連携担当係長の項第6号中「総合型地域スポーツクラブ」を「総合型地域スポーツ・文化クラブ」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p>	<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p>
<p>第1条 ～ 省略</p>	<p>第1条 ～ 省略</p>
<p>第4条 (係長等の職及び職責)</p>	<p>第4条 (係長等の職及び職責)</p>
<p>第5条 係に係長を置く。</p>	<p>第5条 係に係長を置く。</p>
<p>2 課及び担当課に担当係長を置くことができる。</p>	<p>2 課及び担当課に担当係長を置くことができる。</p>
<p>3 係(係を置かないところにあつては、課)及び担当課に主査を置くことができる。</p>	<p>3 係(係を置かないところにあつては、課)及び担当課に主査を置くことができる。</p>
<p>4 教育総務課、<u>幼児教育・保育推進担当課</u>及び教育相談・特別支援教育課に指導主事を置くことができる。</p>	<p>4 教育総務課及び教育相談・特別支援教育課に指導主事を置くことができる。</p>
<p>5 教育総務課、<u>幼児教育・保育推進担当課</u>、教育指導課及び教育相談・特別支援教育課に統括指導主事を置くことができる。</p>	<p>5 教育総務課、教育指導課及び教育相談・特別支援教育課に統括指導主事を置くことができる。</p>
<p>6 教育指導課に指導主事を置く。</p>	<p>6 教育指導課に指導主事を置く。</p>
<p>7 生涯学習・地域学校連携課に社会教育主事を置く。</p>	<p>7 生涯学習・地域学校連携課に社会教育主事を置く。</p>
<p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p>	<p>8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。</p>
<p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p>	<p>9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p>
<p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。</p>	<p>10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。</p>
<p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p>	<p>11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p>
<p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p>	<p>12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。</p>
<p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。</p>	<p>13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。</p>

改正後	改正前
<p>第6条 省略 (事務局の各課等の分掌事務等)</p> <p>第7条 事務局の各課等(学校職員課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、新教育センター整備担当課及び生涯学習・地域学校連携課を除く。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局内他の課等及び教育機関との連絡調整に関すること。 (2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 (3) 事務局の事務事業(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)の進行管理に関すること。 (4) 事務局の事務改善(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。 (5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 (7) 事務局の予算、決算及び会計(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。 (8) 事務局の職員及び教育機関(区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。 (9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。 (10) 情報公開制度の調整に関すること。 (11) 個人情報保護制度の調整に関すること。 (12) 公印に関すること。 (13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。 	<p>第6条 省略 (事務局の各課等の分掌事務等)</p> <p>第7条 事務局の各課等(学校職員課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、新教育センター整備担当課及び生涯学習・地域学校連携課を除く。)及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局内他の課等及び教育機関との連絡調整に関すること。 (2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 (3) 事務局の事務事業(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)の進行管理に関すること。 (4) 事務局の事務改善(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。 (5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 (7) 事務局の予算、決算及び会計(教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。)に関すること。 (8) 事務局の職員及び教育機関(区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校(以下「区立学校」という。)を除く。)に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。 (9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。 (10) 情報公開制度の調整に関すること。 (11) 個人情報保護制度の調整に関すること。 (12) 公印に関すること。 (13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。

改正後	改正前
<p>(14) 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(15) 子どもの人権擁護委員に関する事。</p> <p>(16) 事務局内他の課等及び課内他の係等に属しない事。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関する事。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関する事。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関する事。</p> <p>教育情報化担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立学校の教育の情報化に係る政策の企画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関する事。</p> <p>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関する事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関する事。</p> <p>(3) 区立学校の情報教育に関する事。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関する事。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関する事。</p> <p>(4) 物品の調達に関する事。</p>	<p>(14) 教育行政に関する相談に関する事。</p> <p>(15) 子どもの人権擁護委員に関する事。</p> <p>(16) 事務局内他の課等及び課内他の係等に属しない事。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関する事。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関する事。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関する事。</p> <p>教育情報化担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立学校の教育の情報化に係る政策の企画及び調整に関する事。</p> <p>(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関する事。</p> <p>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関する事。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関する事。</p> <p>(3) 区立学校の情報教育に関する事。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事。</p> <p>(5) <u>その他</u>学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関する事。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関する事。</p> <p>(4) 物品の調達に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 物件検査に関する事。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>(7) 不用品の処分に関する事。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関する事。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関する事。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関する事。</p> <p>学務課 省略</p> <p>幼児教育・保育推進担当課</p> <p>幼児教育・保育推進担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関する事。</p> <p>(2) 幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p><u>指導主事</u></p> <p><u>(1) 教育課程に関する事。</u></p> <p><u>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関する事。</u></p> <p><u>(3) 幼児教育・保育施策の推進及び公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</u></p> <p><u>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事。</u></p> <p>学校健康推進課～教育環境課 省略</p> <p>2 教育政策部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、教育相談・特別支援教育課及び教育相談・特別支援教育課の係等並びに新教育センター整備担当課及び新教育セン</p>	<p>(5) 物件検査に関する事。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関する事。</p> <p>(7) 不用品の処分に関する事。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関する事。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関する事。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関する事。</p> <p>学務課 省略</p> <p>幼児教育・保育推進担当課</p> <p>幼児教育・保育推進担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関する事。</p> <p>(2) 幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関する事。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関する事。</p> <p>学校健康推進課～教育環境課 省略</p> <p>2 教育政策部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、教育相談・特別支援教育課及び教育相談・特別支援教育課の係等並びに新教育センター整備担当課及び新教育セン</p>

改正後	改正前
<p>ター整備担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。</p> <p>(4) 教育課程に関すること。</p> <p>(5) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。</p> <p>(6) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。</p> <p><u>(6) 教育に関する調査及び研究に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、</u>学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p><u>学校支援・教育研究推進担当係長</u></p> <p>(1) 学校経営に係る計画、調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p> <p><u>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</u></p>	<p>ター整備担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(3) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。</p> <p>(4) 教育課程に関すること。</p> <p>(5) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。</p> <p>(6) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。</p> <p><u>(6) その他</u>学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p><u>学校経営推進担当係長</u></p> <p>(1) 学校経営に係る計画、調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>人事係</p> <p>(1) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関する事</p> <p>(2) 講師及び補助教員（幼稚園に係る者を除く。）の任免その他人事事務に関する事</p> <p>(3) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の昇給及び昇格に関する事</p> <p>(4) 教職員（幼稚園教職員を除く。）の服務監察に関する事</p> <p>教育相談・特別支援教育課</p> <p>教育相談係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関する事</p> <p>(2) 教育相談に係る事務事業に関する事</p> <p>(3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関する事</p> <p>(4) 不登校児童・生徒の教育に関する事</p> <p>(5) 課内他の係等に属しない事</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関する事</p> <p>(3) 教育相談に関する事</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事</p> <p>就学相談・特別支援教育担当係長</p> <p>(1) 特別支援学級の維持運営に関する事</p> <p>(2) 特別支援学級の学級編制に関する事</p>	<p>人事係</p> <p>(1) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関する事</p> <p>(2) 講師及び補助教員（幼稚園に係る者を除く。）の任免その他人事事務に関する事</p> <p>(3) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の昇給及び昇格に関する事</p> <p>(4) 教職員（幼稚園教職員を除く。）の服務監察に関する事</p> <p>教育相談・特別支援教育課</p> <p>教育相談係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関する事</p> <p>(2) 教育相談に係る事務事業に関する事</p> <p>(3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関する事</p> <p>(4) 不登校児童・生徒の教育に関する事</p> <p>(5) 課内他の係等に属しない事</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関する事</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関する事</p> <p>(3) 教育相談に関する事</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関する事</p> <p>(5) <u>その他</u>学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関する事</p> <p>就学相談・特別支援教育担当係長</p> <p>(1) 特別支援学級の維持運営に関する事</p> <p>(2) 特別支援学級の学級編制に関する事</p>

改正後	改正前
<p>(3) 就学相談に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>新教育センター整備担当課 省略</p> <p>3 生涯学習部長、生涯学習・地域学校連携課及び生涯学習・地域学校連携課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習・地域学校連携課</p> <p>社会教育係～福祉教育担当係長 省略</p> <p>地域学校連携担当係長</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。</p> <p>(2) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。</p> <p>(3) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。</p> <p>(4) 区立学校のスポーツ活動の支援に関すること。</p> <p>(5) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。</p> <p>(6) <u>総合型地域スポーツ・文化クラブ</u>に関すること。</p> <p>以下省略</p> <p><u>附 則 (平成31年 3 月29日世教委規則第 号)</u></p> <p><u>この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(3) 就学相談に関すること。</p> <p>(4) 特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>新教育センター整備担当課 省略</p> <p>3 生涯学習部長、生涯学習・地域学校連携課及び生涯学習・地域学校連携課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>生涯学習・地域学校連携課</p> <p>社会教育係～福祉教育担当係長 省略</p> <p>地域学校連携担当係長</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。</p> <p>(2) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。</p> <p>(3) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。</p> <p>(4) 区立学校のスポーツ活動の支援に関すること。</p> <p>(5) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。</p> <p>(6) <u>総合型地域スポーツクラブ</u>に関すること。</p> <p>以下省略</p>